

2019

学生・教職員の皆さんへ
星槎大学のハラスメント防止体制について



学生・教職員の皆さんへ

星槎大学のハラスメント防止体制について

I はじめに

星槎大学では、ハラスメントによる人権侵害に関して、相談窓口を設けます。ハラスメントを受けたと感じた場合は、一人で抱え込まずに相談窓口(メールまたは専用電話)に連絡をしてください。

学長から指名された相談員が対応し、ハラスメントの解決に努めます。相談員の氏名は本学のウェブサイトのハラスメント関係のページにあります。

相談員は相談者のプライバシーを厳守します。相談や申し立てをしたことで相手が報復をしたり報復をほのめかしたりした場合は、規則によって懲戒処分を受けますので、安心して相談してください。

II 基本方針

ハラスメントは、一般に嫌がらせを意味し、人間としての尊厳を侵害する行為であり、人に対する思いやりと敬意を欠いた行為です。星槎大学は、すべての学生と教職員の人権が尊重され、ハラスメントを受けることなく、本学において学び、教育・研究し、就労することができる環境をつくりま

す。

本学は、ハラスメントの防止及び排除に必要な措置を講じるとともに、万が一ハラスメントが発生した場合には、ハラスメント防止ガイドラインに則して最善の問題解決が図られるよう、適切かつ迅速に対処します。

具体的にどのような言動がハラスメントになる可能性があるかは、ガイドラインに各種のハラスメント別に例となる事項を示してあります。

III ハラスメントを防止するために

本学は、ハラスメントの防止体制としてハラスメント防止委員会を設置し、全学をあげてハラスメントの防止に努めます。また、ハラスメントの被害を受けたり、その疑いを感じた場合には、相談窓口を設け迅速かつ適切な対応を行います。

(1)相談手続き

・ハラスメントの被害を受けたり、その疑いを感じた者(以下「相談者」という。)は、相談窓口への相談を行うことができます。以下の流れに沿って適切に対応します。

- ① ハラスメント相談の窓口として、学生ポータルサイトに「学生専用」のサイトを設けます。
 - ② 相談者は専用のフォーマットに希望する相談員名、ハラスメント種別などの相談事項を記入してください。相談員以外は、申し込み内容にアクセスできませんので、安心して相談してください。
- 相談員が内容を確認したのち、連絡をいたします。

- ③ 相談員は、相談の内容や状況に応じて適切に対応するとともに、相談者のプライバシー等に配慮しながら相談者の訴え等を聞き、被害が明らかな場合には、とりうる救済方法を具体的に説明し、解決策を探るとともに、相談者の主体的な選択、判断を尊重します。
- ④ 「相談」での個人が特定される情報は、「調査」等の「申し立て手続き」に入らない限り、学部や大学院、事務部局等に伝わることはありません。

(2)申し立て手続き

- ① 相談者は、ハラスメントの被害について、防止委員会に対し、問題解決を求める手続きを行うことができます。
- ② 申し立ての手続きは、相談員を通じて防止委員会に対し、所定の「申立書」を提出することにより開始されます。
- ③ この手続きにおいて、ハラスメントの被害を申し立てた者を「申立人」、加害者と名指しされた者を「相手方」、その双方を「当事者」といいます。
その際、申立人は、次のうちから問題解決の手続きを選択します。

手続き	概要
「調整」	当事者の主張を公平な立場で調整し、問題解決を図る手続き
「調停」	当事者から事情を聴取し、調停案を提示することにより、問題解決を図る手続き
「調査」	事実関係の公正な調査に基づき、問題解決を図る手続き

それぞれの手続きについての詳細は、本学ホームページに掲載する「ハラスメント防止ガイドライン」を参照してください。手続き開始後も、別な手続きに切り替えることができます。

(3)申し立ての取り下げについて

申立人は、当該申し立てが継続している間は、いつでも防止委員会に対して書面をもって取り下げることができます。

※次のページに相談の流れを図示しました。

星槎大学ハラスメント防止委員会

<相談の流れ>

